

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(4)

目 次

告 示

○浄化槽の指定検査機関の指定	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	4
○指定管理者の指定	5

内水面漁場管理委員会指示

○平成28年度増殖目標量	6
--------------	---

公 告

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	10
○公共測量の終了	11

告 示

富山県告示第159号

浄化槽の指定検査機関の指定について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、浄化槽の指定検査機関を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 公益社団法人富山県浄化槽協会
- (2) 所在地 富山市総曲輪二丁目1番3号
- (3) 代表者の氏名 上田 勝朗

2 検査業務を行う地域及び期間

- (1) 検査業務を行う地域 富山県内全域
- (2) 検査業務を行う期間 平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31 日まで

3 検査手数料

(1) 浄化槽法第 7 条第 1 項の規定による検査の手数料

処理対象人員	金額
10人以下	10,000円
11人以上20人以下	11,000円
21人以上 100人以下	12,000円
101人以上 300人以下	15,000円
301人以上 500人以下	17,000円
501人以上2000人以下	20,000円
2001人以上	24,000円

(2) 浄化槽法第11条第 1 項の規定による検査の手数料

処理対象人員	金額
10人以下	6,000円
11人以上20人以下	7,000円
21人以上 100人以下	8,000円
101人以上 300人以下	11,000円
301人以上 500人以下	13,000円
501人以上2000人以下	16,000円
2001人以上	20,000円

4 指定年月日及び検査業務の開始予定年月日

(1) 指定年月日 平成28年 3 月 31 日

(2) 検査業務の開始予定年月日 平成28年 4 月 1 日

富山県告示第160号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 31 日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒部宇奈月線	黒部市若栗3202番から	変更前		最大 8.1 最小 7.9	296.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市若栗1268番2まで	変更後		最大 10.0 最小 9.0	296.7	
国道 471号	富山市八尾町花房字藤岩24 番1から	変更前		最大 38.7 最小 5.3	300.7	富山土木 センター
	富山市八尾町花房字喜多谷 115番2地先まで	変更後		最大 56.0 最小 7.7	300.7	
県道 富山庄川線	富山市婦中町道島字下反圃 477番から	変更前		最大 33.5 最小 24.0	53.4	富山土木 センター
	富山市婦中町道島字下反圃 480番3まで	変更後		最大 39.4 最小 26.8	53.4	
県道 三室荒屋富山 線	富山市関2013番から	変更前		最大 9.2 最小 6.6	86.5	富山土木 センター
	富山市関2219番まで	変更後		最大 12.2 最小 7.4	86.5	
県道 東猪谷富山線	富山市東猪谷字杉山割2652 番から	変更前		最大 5.6 最小 3.7	87.7	富山土木 センター
	富山市東猪谷字杉山割2702 番まで	変更後		最大 15.7 最小 13.9	87.7	

県道 東猪谷富山線	富山市東猪谷字杉山割2702番から	変更前	最大 14.5 最小 3.8	70.2	富山土木センター
	富山市東猪谷字杉山割 191番2まで	変更後	最大 22.3 最小 12.6	70.2	
県道 小矢部伏木港線	高岡市福岡町下向田 323番から	変更前	最大 8.3 最小 8.0	35.0	高岡土木センター
	高岡市福岡町下向田 323番まで	変更後	最大 10.8 最小 10.5	35.0	
国道 304号	南砺市中ノ江 155番から 南砺市中ノ江 155番まで	変更前	最大 12.0 最小 6.7	12.5	砺波土木センター
		変更後	最大 8.5 最小 6.7	12.5	
国道 304号	南砺市来栖字岩野 262番4から 南砺市来栖字岩野 262番4まで	変更前	最大 58.7 最小 42.1	52.1	砺波土木センター
		変更後	最大 67.6 最小 43.8	52.1	

富山県告示第161号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部宇奈月線	黒部市若栗3202番から 黒部市若栗1268番2まで	平成28年3月31日	新川土木 センター 入善土木 事務所
国道 471号	富山市八尾町花房字藤岩24番1から 富山市八尾町花房字喜多谷115番2地 先まで	平成28年3月31日	富山土木 センター
県道 富山庄川線	富山市婦中町道島字から谷21番4地先 から 富山市婦中町道島29番5地先まで	平成28年3月31日	富山土木 センター
県道 富山大沢野線	富山市中市一丁目3番8から 富山市中市二丁目110番12まで	平成28年3月31日	富山土木 センター
県道 三室荒屋富山 線	富山市関2013番から 富山市関2219番まで	平成28年3月31日	富山土木 センター
県道 東猪谷富山線	富山市東猪谷字杉山割2702番から 富山市東猪谷字杉山割191番2まで	平成28年3月31日	富山土木 センター
県道 小矢部伏木港 線	高岡市福岡町下向田323番から 高岡市福岡町下向田323番まで	平成28年3月31日	高岡土木 センター
国道 304号	南砺市中ノ江155番から 南砺市中ノ江155番まで	平成28年3月31日	砺波土木 センター
国道 304号	南砺市来栖字岩野262番4から 南砺市来栖字岩野262番4まで	平成28年3月31日	砺波土木 センター

富山県告示第162号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関

する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

伏木富山港新湊地区多目的国際ターミナル

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

伏木富山港港湾運送事業協同組合 高岡市伏木湊町 5 番 1 号

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで

~~~~~  
**指 示**  
~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第 3 号

平成28年度増殖目標量について

第 5 種共同漁業権内共第 1 号（笹川）ほか16漁場の平成28年度における増殖目標量については、漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成28年 3 月 31 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 中 山 喜 徳

1 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第 1 号 (笹川)	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	150kg 以上
		やまめ	放流	1, 500尾以上
		いわな	放流	1, 500尾以上
内共第 2 号 (小川)	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	3, 000尾以上
		いわな	放流	3, 000尾以上

		さくらます	放流	20kg 以上
内共第 3 号 (黒部川)	黒部川内水面 漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いwana	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	300kg 以上
		かじか	放流	10,000尾以上
内共第 4 号 (片貝川)	呉東内水面漁 業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
	黒部川内水面 漁業協同組合	いwana	放流	2,000尾以上
内共第 5 号 (角川)	呉東内水面漁 業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いwana	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第 6 号 (上市川)	中新川内水面 漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第 7 号 (上市川上流)	白龍漁業協同 組合	いwana	放流	3,000尾以上
		にじます	放流	3,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	1,500尾以上
内共第 8 号 (白岩川)	中新川内水面 漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第 9 号 (白岩川上流)	白岩川南部漁 業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いwana	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上

内共第10号 (神通川)	富山漁業協同 組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同 組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上
		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同 組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上

		うなぎ	放流	100kg 以上
内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流(親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業 協同組合	あゆ	放流	1,500kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	20,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m ² 以上
内共第17号 (宮川及び高原 川)	富山漁業協同 組合	あゆ	放流	1,000kg 以上
		やまめ	放流	10kg 以上
	宮川下流漁業 協同組合 高原川漁業協 同組合	いわな	放流	5 kg 以上

2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3 g 以上
いわな	2 g 以上
うなぎ	20 g 以上
かじか	5 g 以上
こい	9 g 以上
さくらます	2 g 以上

にじます	6 g 以上
ふな	9 g 以上
やまめ	2 g 以上

3 種苗放流についての留意事項

- (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
- (2) こいの放流については、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を徹底する観点から、こいを放流しないことについては、漁業法第 128 条第 1 項の定めには該当しないことを申し添える。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により入善町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- (種類) 入善都市計画道路
- (名称) 3・4・1号 吉原君島線
3・4・2号 入善櫛山線
3・5・5号 中町線
3・4・6号 上野吉原線
3・6・7号 東町線

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により入善町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

入善都市計画用途地域

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

平成27年 6 月 25日から平成28年 2 月 29日まで

3 作業地域

立山砂防事務所管内（中新川郡立山町、富山市）

